

入札公告

社会福祉法人大友恵愛会が運営する施設において使用する物品及びこれに付帯する役務の供給について、一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年12月2日
社会福祉法人 大友恵愛会
理事長 中川 智義

1 一般競争入札に付する事項

(1) 目的

「特別養護老人ホーム大友恵愛園見守りカメラ等導入に係る物品購入」に伴う一式の供給

(2) 配置場所（納入場所）

札幌市東区北17条東5丁目2番5号
特別養護老人ホーム 大友恵愛園

(3) 納入期限

令和8年2月27日（金）

(4) 供給物品及びこれに付帯する役務

別紙1「社会福祉法人大友恵愛会物品供給仕様書」のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 本件競争入札に参加しようとする者（なお、その者が法人であるときは、競争に参加しようとする支社・支店等）は、官庁（国の全ての機関）や地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。
- (4) 付帯する役務に必要な関係法令による許可を有していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 本社、支社又は営業拠点所在地が札幌市内にある者であること。
- (7) 納入物品の保守・修理等について、発注者が必要とする期間（納入後最低5年間）において、緊急時を含めた適切な対応ができる体制を有していること。
- (8) 下記3の一般競争入札参加申出書を提出できるものであること。

3 一般競争入札参加申出書等の交付場所及び期間、提出期限

(1) 交付場所

〒065-0017 札幌市東区北 17 条東 5 丁目 2-5
特別養護老人ホーム大友恵愛園 TEL011-751-1731

(2) 交付期間

令和 7 年 12 月 2 日（火）から令和 7 年 12 月 8 日（月）の平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

(3) 提出期間

令和 7 年 12 月 10 日（水）17 時 00 分まで
公告開始日を除き平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで受付する

4 仕様書等に関する質疑等

(1) 質問方法

原則電子メールで行うこと。
メールアドレス：info@ootomokeiaien.or.jp

(2) 回答方法

原則として 12 月 10 日（水）までの受付とし、12 月 12 日（金）までに電子メールで回答する。

(3) 現場説明会

現場説明会は行わない。なお、現地調査が必要な場合は参加業者にて行うこととし、その場合は事前連絡のうえ指定した日時に行うこと。

5 競争入札参加資格確認通知

提出された一般競争入札参加申込書に基づき資格審査を行い、結果を 令和 7 年 12 月 12 日（金）に通知する。

6 入札書の作成及び提出

(1) 入札金額には消費税及び地方消費税相当額を含むこと。

(2) 入札者は、入札書と併せて、供給物品及びこれに付帯する役務の指定の内訳書（明細書）を提出しなければならない。内訳書には、物品名、数量、単価、金額、並びに設置工事費、ネットワーク設計・設定費用、導入支援・操作説明費といった役務の費用、消費税等を明記すること。

(3) 内訳書は、入札書とともに封筒に同封して提出すること。

(4) 内訳書の提出がない場合、または内訳書の合計金額が入札書の総額と一致しない場合は、当該入札を無効とする。

7 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和7年12月15日(月) 14時00分

(2) 入札場所

札幌市東区北17条東5丁目2-5
特別養護老人ホーム大友恵愛園 会議室

(3) 入札方法

入札参加者は、指定された日時に指定の場所に入札書を持参し、入札箱に投入すること。入札執行回数は2回までとする。

(4) 開札

全参加者からの入札書類提出後をもって、立ち合いの元その場で開札を行う。

8 入札に関する重要な特記事項

(1) 入札の延期

入札予定日の令和7年12月15日(月)時点で北海道介護ロボット補助金の交付決定が出ていない場合は、入札を延期することがある。

(2) 入札の中止

本事業は補助金の交付決定を前提としており、入札(落札者の決定)前において、補助金が不採択となった場合、または交付決定額の減額が生じた場合、発注者は入札を中止することがある。

(3) 納入期限遵守

納入期限(令和8年2月27日(金))の厳守は補助金交付の必須条件である。遅延により発注者が補助金の交付を受けられなくなった場合、発注者は補助金相当額を含む損害賠償を請求する。

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 最低制限価格

設けない。

11 入札の無効

上記2に定める参加資格のない者の入札及び別紙2「一般競争入札心得」に関する条件に違反した場合は無効とする。その他関係法令の規定を承知の上、入札に参加すること。

12 契約書の作成

契約の作成を要する。

社会福祉法人大友恵愛会 物品供給仕様書

この仕様書は、社会福祉法人大友恵愛会（以下「発注者」という。）が発注する次の業務に関して、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務

「特別養護老人ホーム大友恵愛園見守りカメラ等導入に係る物品購入」に伴う一式の供給（付帯工事を含む）

2 供給する物品及び数量

別添「特別養護老人ホーム大友恵愛園 導入物品一覧」及び本仕様書の規定のとおり。

3 物品に関する特記事項

(1) 見守りカメラ

① 数量：46 台（特別養護老人ホーム大友恵愛園の居室等設置分）

② 機能要件

- ・精度の高い動作検知が可能な機器であること。
- ・ベッド周辺を対象とした呼吸・体動測定ができる機器であること。
- ・行動検知の履歴データをすべて記録し、モバイル端末等から閲覧およびデータ保存が可能であること。
- ・常時録画設定により居室内のリアルタイム映像が 365 日 24 時間自動録画の機能があること。
- ・モバイル間通話の機能（インカム機能）があり、職員が移動する施設内全体において発信・通信が可能な機能を要すること。

③ 機種指定

当施設では、以上の条件から、エイアイビューライフ㈱社製の「A. I. Viewlif 生体センサー連動版セット」の供給を必須とする。

(2) ネットワーク機器及びその他物品

① 見守りカメラの機能・性能を完全に引き出すためのネットワーク環境（スイッチングハブ等）及び使用端末（スマートフォン、インカム等）を、別添「特別養護老人ホーム大友恵愛園導入物品等一覧」に示す仕様に基づき一式納入し、設置及び設定を完了させること。

② 設置作業は、見守りカメラの設置作業と綿密に関連しており、製品納入から設置、動作確認まで一貫して実施できる体制を有していること。

4 納入期限

令和 8 年 2 月 27 日（金）

5 納入場所

札幌市東区北 17 条東 5 丁目 2 番 5 号
特別養護老人ホーム 大友恵愛園

6 納入について

- (1) 納入の日や納入に係る詳細については、発注者と事前に協議し決定すること。
- (2) 搬入、運搬、及び設置工事にかかる費用は、全て受注者の負担とする。
- (3) 納入に際しては、発注者の検収を受けるものとする。
- (4) 設置作業は、入居者・利用者の生活に最大限配慮し、発注者と綿密に連携を取りながら行うこと。夜間や早朝の作業が必要な場合は、発注者と事前に協議すること。
- (5) 配線工事について
 - ① ケーブル類は原則として露出を避け、天井裏、壁内等の隠蔽部分を這わせるものとする。なお、本事業における見守りカメラの設置台数は 46 台であるが、全居室の全ベッド（計 210 床分）について、見守りカメラを必要な場所に移設して設置できるように、配線、およびカメラ取り付け用のアタッチメント等の設置を本工事の範囲に含めること。
 - ② 露出配線が必要となる場合は、美観を損なわないよう発注者と協議し、モール等を用いて適切に処理すること。
- (6) スイッチングハブについて
 - ① 本事業では見守りカメラを 46 台導入するが、納入するスイッチングハブの機種選定及び台数については、将来的に全居室の全ベッド（計 210 床分）に見守りカメラを設置した場合でも、安定的に稼働し得るネットワーク構成を想定し、必要十分なポート数と冗長性を持たせること。
 - ② スイッチングハブの設置場所、台数、設定等については、発注者と事前に詳細に協議し、既存ネットワークとの干渉がないよう適切に行うこと。
- (7) 動作確認及び完了報告
 - ① 納入及び設置完了後、受注者は発注者立ち会いのもと、全納入物品の機能、ネットワーク接続、および全居室の全ベッド（計 210 床分）へのカメラ移設・再設置の可能性を含めた動作確認を完了させること。
 - ② 確認結果は、発注者が定める様式またはそれに準ずる書面をもって発注者に報告し、完了検収を受けるものとする。
- (8) 納入物品の保守・修理等について、発注者が必要とする期間（納入後最低 5 年間）において、緊急時を含めた適切な対応ができる体制を執ること。
- (9) 納入期限の遵守
納入期限（令和 8 年 2 月 27 日（金））までの物品の納入及び設置工事の完了は、補助金事業の完了期限と関連するため、必須条件とする。納入期限を超過し、これにより発注者が補助金の交付を受けられなくなった場合、受注者は補助金相当額を含む損害賠償の責を負うものとする。

7 代金の支払い

- (1) 代金の支払いは、完了検収後、受注者からの適法な請求書に基づき行うものとする。

- (2) 支払期限は、適法な請求書を受領した日から起算して 30 日以内とする。
- (3) 支払いは、受注者の指定する金融機関口座への振込によって行うものとする。振込手数料は発注者の負担とする。

8 提出図書

- (1) ネットワーク配線図
本事業により導入された見守りカメラ及びネットワーク機器の設置場所、配線ルート、IP アドレス設定、及び機器構成を詳細に記した最終ネットワーク配線図（竣工図）を電子データ及び書面にて提出すること。特に、全 210 床に対応するための予備配線・アタッチメント設置箇所を明記すること。
- (2) 納入物品及び設定情報の最終一覧
納入された全物品の機種、シリアル番号、設置場所、及び設定情報（IP アドレス、パスワード等の初期設定情報）を一覧にした電子データ及び書面を提出すること。
- (3) 製品取扱説明書及び保証書
納入物品すべての日本語版取扱説明書（電子データ及び書面）と、メーカー保証書を提出すること。
- (4) 保守・サポート体制図及び連絡先
納入物品の保守体制（受付時間、窓口、担当者、連絡先、緊急時対応フロー）を明確にした文書を提出すること。
- (5) 操作研修資料
発注者に対して実施する操作説明・研修に使用する資料一式（電子データ及び書面）を提出すること。

9 その他

- (1) 疑義が生じた場合は、発注者の担当者に連絡し指示を受けるものとする。
- (2) 本事業は、「令和 7 年度介護ロボット導入支援事業費補助金」の採択及び交付決定額を前提としており、当該補助金が不採択となった場合または交付決定額の減額が生じた場合は、入札を中止することがある。また、補助金の交付決定時期等の都合により、納入期限を変更する場合がある。これにより受注者に生じた損害について、発注者はその賠償の責を負わないものとする。

別紙 2

一 般 競 争 入 札 心 得

(総 則)

第1条 社会福祉法人大友恵愛会（以下法人という）が発注する工事等の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札保証金は、法人が別に定める場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- 2 前項により免除されない入札参加者は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- 3 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。
- 3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。
- 4 入札保証金に代える担保として銀行又は法人の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入 札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

- 2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代 理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所には出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

- 第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。ただし、法人が別に定める場合は、入札執行回数を2回（再度入札まで）に制限し、落札に至らなかった場合は再々入札を行わず、随意契約とすることがある。法人が回数を限定しない場合においては、再々入札によっても落札に至らなかった場合に限り、随意契約とすることがある。

(落札者の決定)

- 第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。
- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(入札保証金等の返還)

- 第11条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。
- 2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

- 第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、法人の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に法人へ提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

- 第13条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、法人に帰属します。
- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を法人に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

- 第14条 落札者は、契約保証金を免除された場合を除き、契約の締結前に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供してください。

(入札保証金等の充当)

- 第15条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

- 第16条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び積算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがあります。
- 2 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあります。
- 3 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

- 第17条 前条第1項及び2項に定めるもののほか、法人が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

- 第18条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
- (1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により法人に連絡すること。
- (2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。
- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

特別養護老人ホーム 大友恵愛園 導入物品等一覧

「特別養護老人ホーム大友恵愛園見守りカメラ等導入に係る物品購入」に伴う供給物品は以下の通りとする。

品目	数量	単位	備考
1. 見守りカメラ（本体）			
AiViewlife 生体センサー連動版セット	46	台	TAISコード：01868 - 000002 5年保守費用を含む。
2. ネットワーク機器			
スイッチングハブ	1	式	NECプラットフォームズ QX シリーズまたは同等品以上。 全居室の全ベッド（計 210 床）のカメラ接続を想定したポート数、PoE 給電能力等を有する機種を選定し、必要台数一式を納入すること。仕様書を遵守すること。
専用サーバー	1	式	モニター他一式。
ネットワーク設計費用	1	式	
ネットワーク設置・設定費用	1	式	
CAT6 ケーブル	1	式	
その他、必要となる機器類	1	式	ルーター、取付金具、ソフト等。
3. 端末・インカム			
スマートフォン	32	台	iPhone16e または同等品以上。 見守りカメラ及びインカムアプリ対応機種 介護保険ソフト「ほのぼの」対応機種。
ヘッドセット	32	台	SKZ-EP-000039 または同等品以上。

品目	数量	単位	備考
インカム設置・設定費用	1	式	
4. 介護業務支援ソフトウェア			
インカムソフトウェア	1	式	TAISコード：01868 - 000004
介護記録ソフト連携ソフトウェア	1	式	TAISコード：01868 - 000003
5. その他関連機器・サービス			
設置工事費（見守りカメラ）	1	式	
設置工事費（端末・インカム関連）	1	式	
導入支援・操作説明	1	式	
その他一式	1	式	上記物品の動作に必要なケーブル、電源、その他部材、および関連設定作業等を含む。